中小型成長株ファンド ジェイスター 愛称: Jstar

追加型投信/国内/株式

投資信託説明書(請求目論見書)

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。 課税上は株式投資信託として取扱われます。

2017年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

中小型成長株ファンド ジェイスター

1. 本投資信託説明書 (請求目論見書) により行う本ファンドの募集については、発行者である委託 会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年12月12日に関東財務局 長に提出しており、平成28年12月13日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

- 2. 本投資信託説明書 (請求目論見書) は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、 同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から 請求があった場合に交付を行う目論見書です。
- 3. 本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

>14			 	1
× 1			 	5
第	l ファンドの状況		 	5
第2	2 管理及び運営		 	
第3	3 ファンドの経理状況		 	
第4	1 内国投資信託受益証	券事務の概要	 	
第三部	委託会社等の情報 .		 	
第	委託会社等の概況		 	
信託約款	*			

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 西川 卓男
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称: Jstar) (以下「本ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の 規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関 及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、 振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されるこ とにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を 「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下 「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合 を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式 や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

500億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

(i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(5)【申込手数料】

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の 基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手 数料には、消費税等相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことを いいます。

(6) 【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。 (販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
- ① 分配金受取コース
- ② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が 異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先において もご確認いただけます。

(7)【申込期間】

平成28年12月13日 (火曜日) から平成29年12月11日 (月曜日) までなお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。 お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。 なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の 口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。 販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① お申込みの方法等
 - (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。
 - (ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
 - (iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「収益分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
 - (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立 投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名 称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上 記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。
- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ 基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が一度でも15,000円を上回った場合には、わが国の短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次 切替を行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。(償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。)

流動性等により保有銘柄の売却がすみやかに行えない場合があるため、基準価額が15,000円 を上回ってから繰上償還が行われるまでに日数がかかることがあります。

また、上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、本ファンドの基準価額が15,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。また、安定運用への移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて 管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替 口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されませ ん。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

本ファンドは、中小型割安成長株・マザーファンド、小型成長株・マザーファンド及び中小型成長株・マザーファンドII(以下「マザーファンド」という場合があります。)の各受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法 人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/国内/株式」です。

商品分類表 (ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	 投資対象地域	投資対象資産		
平位至 追加至	汉真科家地域	(収益の源泉)		
		株式		
	国内			
単位型投信		債券		
	海外	不動産投信		
追加型投信		その他資産		
	内外	()		
		資産複合		

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来 の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国 内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収 益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい ます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収 益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式・中小型株))	
決算頻度	年2回	
投資対象地域	日本	
投資形態	ファミリーファンド	

属性区分表 (ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	(日本を含む)	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券		欧州	ファミリー
	(隔月)		
一般	年12回	アジア	ファンド
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	ファンド・
その他債券	その他	アフリカ	オブ・
クレジット	()	中近東	ファンズ
属性		(中東)	
(高格付債)		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券 (株式・			
中小型株))※			
資産複合			
()			

[※]ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式・中小型株」です。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不
(投資信託証券(株式・	動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括
中小型株))	弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおけ
中小室休儿	る組入資産は、投資信託証券(株式・中小型株)です。
年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載が
十 2 四	あるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が
口平	日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オ
ファミリーファンド	ブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象とし
	て投資するものをいいます。

③信託金の限度額

- ・上限500億円
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

1

成長が期待される新興企業の株式に厳選投資を行います。

- 成長ステージ、収益性及び株価水準等により企業を選別し運用される3つのマザーファンドに投資を行います。
- 各マザーファンドとも、概ね50社程度の株式へ分散投資を行います。原則として、各マザーファンドが組入れる企業は重複しません。
- ■マザーファンドの特徴

<組入候補企業>

A 小型成長株・マザーファント

新規株式公開を契機に成長の加速が見込まれる新興成長企業

B 中小型成長株・マザーファンドⅡ

何らかの理由 (課題・困難) に直面していて割安な株価ではあるものの、中・長期的に投資魅力が高いと見込まれる企業

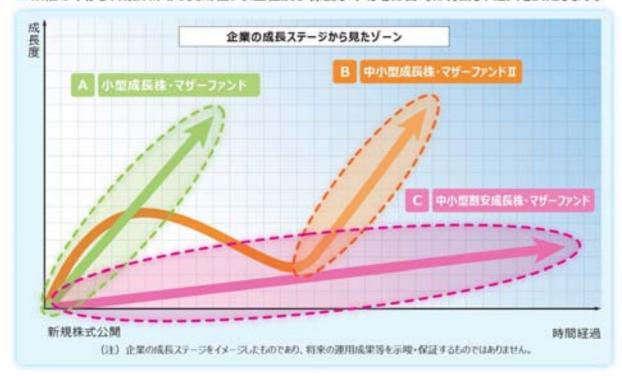
C 中小型割安成長株・マザーファント

株価が下落した銘柄から財務安定性に優れ、業績も安定しており、経済社会への貢献が見込まれる企業

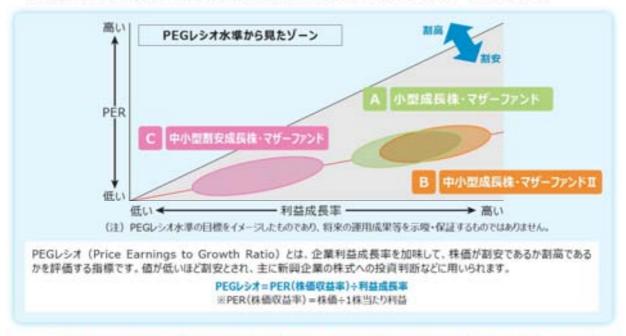
※各マザーファンドの運用方針等の詳細については、後掲「投資対象とするマザーファンドの概要」をご覧ください。

組入企業の選定

- ■企業の成長ステージに着目し、組入候補企業を選定します。
- ■候補の中から、成長戦略の実効性、収益性及び株価水準等を総合的に判断し、組入を決定します。



■革新的な成長企業群から、それぞれの成長ステージに応じて割安と判断される組入候補企業を選定します。選定した企業をPEGレシオ水準で表した場合には概ね次のようなイメージとなります。



2 マザーファンドへの投資割合は、中小型割安成長株・マザーファンドに50%、小型成長株マザーファンドに25%、中小型成長株・マザーファンドIIに25%を基本配分とします。

- 株価下落が継続すると判断した局面では、マザーファンドの合計投資比率を引下げ、基準価額下落リスクの低減を 目指します。(委託会社は、株式の実質組入比率の調整を50~100%の間で行うことができます。)
- マザーファンドへの基本配分は、委託会社が中長期的な経済見通し、ファンダメンタルズ及びテクニカル指標等を総合的に判断し適宜見直します。また、経済環境の変化等が見込まれた場合にも見直しを行う場合があります。



(注)ファンドのコンセプトをイメージしたものであり、特来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

す小型株の調査に特化したエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助賞を受けて運用を行います。

繰上償還

基準価額™が一度でも一定水準(15,000円)™を上回った場合には、わが国の短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 (償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。)

- ※1 基準循額は、1万口当たり。支払済みの分配会累計額は加算しません。
- ※2 上記の一定水準(15,000円)は、安定運用に切替えるための価額水準です。ファンドの基準価額が15,000円以上となることを示唆または保証する ものではありません。

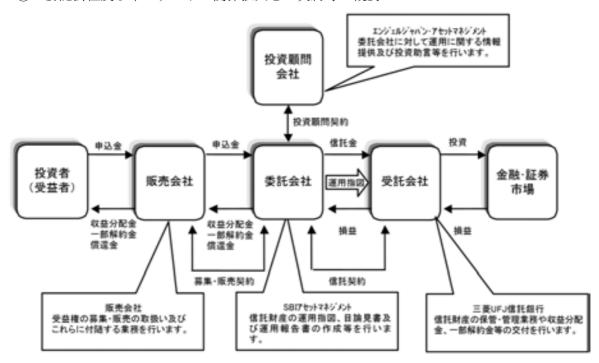
(2) 【ファンドの沿革】

平成27年10月29日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

- (3) 【ファンドの仕組み】
 - ① ファンドの仕組み
- 本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

③ 委託会社の概況(平成29年4月末日現在)

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8 月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2 月20日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9 月 9 日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に

基づく投資一任契約業務の認可

平成12年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証

券投資信託委託業の認可

平成13年 1 月 4 日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更

平成14年 5 月 1 日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エ

スビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年7月1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更

平成19年 9 月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取

引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

(iii) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

- (1) 【投資方針】
- ① 主として、「中小型割安成長株・マザーファンド」、「小型成長株・マザーファンド」及び「中小型成長株・マザーファンドⅡ」の各受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

マザーファンドの合計投資比率は高位を原則とし、株価下落が継続すると判断した局面では、 合計投資比率を引下げ、基準価額下落リスクの低減を目指します。

- ・株式の実質投資比率の調整は50~100%の範囲で行うことができます。
- ② マザーファンドへの投資割合は、中小型割安成長株・マザーファンドに50%、小型成長株・マ ザーファンドに25%、中小型成長株・マザーファンドIIに25%を基本配分とします。

投資割合は、中長期的な経済見通し、ファンダメンタルズ及びテクニカル指標等を総合的に判断し、適宜見直します。また、経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

- ③ 基準価額(1万口当たり、既払分配金を加算しません。)が一度でも15,000円を上回った場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。
 - *基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、本ファンドの基準価額が15,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。また、安定運用への移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の 運用ができない場合があります。
- ⑤ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式 会社より投資助言を受けます。

投資助言プロセス



※ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の 運用ができない場合があります。

③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業 訪問を行い、充実した調査・分析を継続

(2) 【投資対象】

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株式を主な投資対象とする中小型割安成長株・ マザーファンド、小型成長株・マザーファンド及び中小型成長株・マザーファンドⅡ(以下「マザ ーファンド」という場合があります。) の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直 接投資することもあります。

- ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (i)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項 で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1. 有価証券
 - 2. 約束手形(1. に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 3. 金銭債権(1. 及び2. に掲げるものに該当するものを除きます。)

- (ii) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形
- ② 運用の指図範囲等(信託約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された中小型割安成長株・マザーファンド、小型成長株・マザーファンド及び中小型成長株・マザーファンドII(以下「マザーファンド」といいます。)の各受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同 じ。) または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定める ものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6.までの証券ならびに13. の証券のうち投資法人債券ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち2.から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12. 及び13. の証券(投資法人債券は除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第16条3項)
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価 総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属すると みなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を しません。(信託約款第16条4項)
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第16条5項)

⑦ 投資対象とするマザーファンドの概要

・小型成長株・マザーファンド

・小型放長体・マット	// V '
ファンド名	小型成長株・マザーファンド
基本方針	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託
	財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。
投資態度	① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメ
	ント株式会社より投資助言を受けます。
	② 株式の投資に際しては、新規公開といういわば「第2の創業期」を成長
	の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革
	新高成長企業」を厳選して分散投資します。
	③ 原則として公開後3年以内の企業を投資対象とします。
	④ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、
	a. 中長期高成長戦略の有無・妥当性、b. 短期的業績の信頼性、c. 企業
	経営者の理念・志、d. 財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新
	性・株価水準、等を総合的に評価判断します。
	⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とし
	ます。
	⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。
	② 外貨建資産への投資は、行いません。
	③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし
	ます。
計算期間	この信託の計算期間は、原則として毎年12月23日から翌年12月22日までとし
	ます。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の
	翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日 (休日の場合は翌営業日)
信託財産留保額	かかりません。
設定日	平成17年12月26日
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

・中小型成長株・マザーファンドⅡ

ファンド名	中小型成長株・マザーファンドⅡ	
基本方針	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託	
	財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。	
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。	
投資態度	① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメ	
	ント株式会社より投資助言を受けます。	
	② 株式の投資に際しては、厳選した革新高成長企業の株式に分散投資しま	
	す。	
	③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、	
	a. 中長期高成長戦略の有無・妥当性、b. 短期的業績の信頼性、c. 企業	
	経営者の理念・志、d. 財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新	
	性・株価水準、等を総合的に評価判断します。	
	④ 株式以外の資産への投資は、信託財産の総額の50%以下とします。	
	⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規	
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。	
ベンチマーク	ありません。	
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。	
	② 外貨建資産への投資は、行いません。	
	③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし	
	ます。	
計算期間	この信託の計算期間は、原則として毎年9月12日から翌年9月11日までとしま	
	す。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌	
	営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。	
信託期間	無期限	
決算日	原則として毎年9月11日(休日の場合は翌営業日)	
信託財産留保額	かかりません。	
設定日	平成27年10月29日	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	

・中小型割安成長株・マザーファンド

ファンド名	中小型割安成長株・マザーファンド
基本方針	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託
23.19321	財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
 主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。
投資態度	① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメ
	ント株式会社より投資助言を受けます。
	 ② 株式の投資に際しては、株価が下落して過小評価された銘柄から、財務
	 安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国
	の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
	③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、
	a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性の
	ある中長期経営戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断し
	ます。
	④ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とし
	ます。
	⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。
	② 外貨建資産への投資は、行いません。
	③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし
	ます。
計算期間	この信託の計算期間は、原則として毎年7月23日から翌年7月22日までとしま
	す。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌
	営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日(休日の場合は翌営業日)
信託財産留保額	かかりません。
設定日	平成18年7月31日
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析·企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5~7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通 し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(1~3名)、最高運用責任者、運用部長(1名) 及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決 定されます。

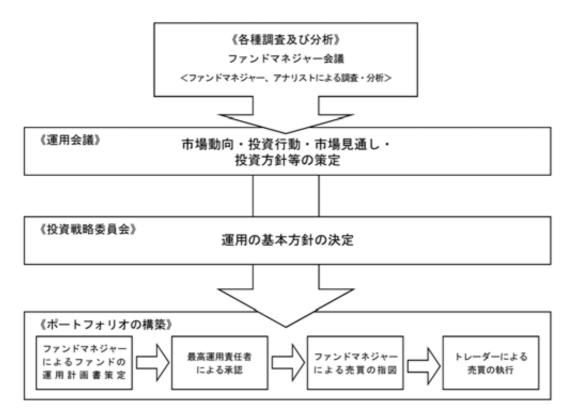
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最 高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」(6名程度)、「組合投資委員会」(6名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回 (原則として3月と9月の各11日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

① 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分 と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (iii) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (iv) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (v) 外貨建資産への投資は行いません。
- (vi) 投資信託証券 (マザーファンド受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場また は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することが できるものとします。

(ii) 同一銘柄の株式への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換 社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債な らびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資 の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について 行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしま す。

- (イ) 信託財産に属する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (二) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権に限ります。) の行使により取得可能な株券
- (へ) 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株 予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な 株券
- (v) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (イ)、(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

- ④ その他
 - (i) 資金の借入れ(信託約款第29条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・ 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を 反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被 ることがあります。

流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から 期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被る ことがあります。

信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

《その他留意点》

- ・基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が一度でも15,000円を上回った場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。(償還価額が15,000円以上であることを保証するものではありません。)
 - ※ 流動性等により保有銘柄の売却がすみやかに行えない場合があるため、基準価額が15,000円を 上回ってから繰上償還が行われるまでに日数がかかることがあります。
 - ※ 上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、本ファンドの基準価額が15,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。また、安定運用への移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。
- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当 する場合があります。

- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落 要因となります。
- ・投資対象とするマザーファンドを共有するベビーファンドの資金変動等によって、マザーファンド に売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

参考情報

ファンドの年間膣落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの薩落率の比較



- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・ 最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成し たものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2015年10月29日から2017年4月28日のデータを基に算出しております。
- *代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(代表的な資産クラスの指数)

日 本 株 ··· 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 ··· MSCI KOKUSAI・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ··· MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ··· NOMURA - BPI国債

先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

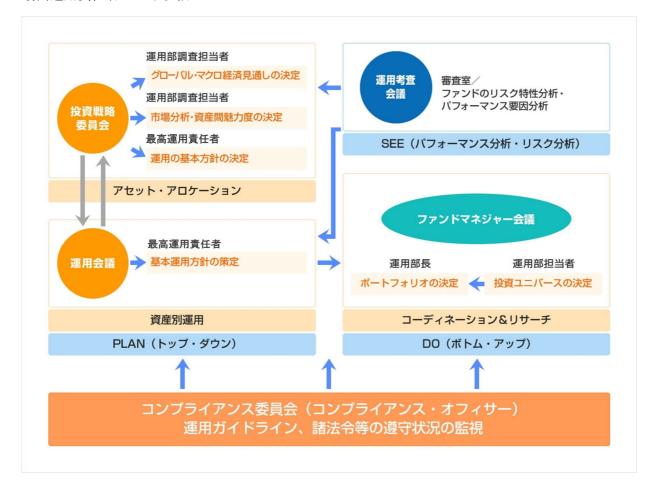
(著作権等について)

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の 各種委員会を設けて行っています。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画 部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要 因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投 資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していく ための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オ フィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を 指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする 外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)が差引かれます。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、下記①の基本報酬と②の実績報酬を加算した額とします。

① 基本報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.512% (税抜:年1.40%)の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

運用管理費用(信託報酬)		年1.512%(税抜:年1.40%)	信託報酬=運用期間中の基 準価額×信託報酬率
	委託会社	年0.918%(税抜:年0.85%)	ファンドの運用、基準価額 の算出、ディスクロージャ ー等の対価
内訳	販売会社	年0.54%(税抜:年0.50%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.054%(税抜:年0.05%)	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価

・委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。

② 実績報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、以下の規定に基づき計上された実績報酬(期中に一部解約が 行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含みます。)を信託財産より受 領します。

- (ア) 実績報酬は本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の1万口当たり基準価額と前営業日の1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「合計基準価額」といいます。)が前営業日におけるハイ・ウォーター・マークを上回った場合、合計基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%(税抜:20%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額を計上します。また、実績報酬は日々洗い替えされます。ただし、毎計算期間末(信託終了のときを含みます。)においては、実績報酬は、当該日の決算前1万口当たり基準価額と当該日の決算前1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「決算前基準価額」といいます。)が当該日におけるハイ・ウォーター・マークを上回った場合、決算前基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%(税抜:20%)の率を乗じて得た額に、当該日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額とします。
- (イ) 上記(ア)のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間(本ファンドの設定目である平成27年10月29日から平成28年3月11日)の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額(収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1万口当たり基準価額)がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークから1万口当たり収益分配額を除したものに変更されるものとします。
- ③ ①の基本報酬及び②の実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該報酬の委託会社及び販売会社間の配分は別に定めるものとします。

また、当該報酬にかかる消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

1-	04	4	+	ĕ
10	2	3	æ	S

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成28年 9 月13日~ 平成29年 3 月13日	10,018円	11,854円
平成29年 3 月14日~ 平成29年 9 月11日	11,854円	-

(4) 【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて 異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成29年4月末日現在、以下の通りです。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除の適用が可能です。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

口. 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA (ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

なお、本ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場
- ③ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成29年 4月28日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1, 782, 976, 468	100.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△14, 350, 627	△0.81
合計(純資産総額)		1, 768, 625, 841	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年 4月28日現在)

国/	種類	銘 柄 名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	中小型割安成長株・マザーファンド	196, 740, 084	3. 9061	768, 486, 443	4. 0017	787, 294, 794	44. 51
日本	親投資信託受 益証券	中小型成長株・マザーファンドⅡ	381, 809, 018	1. 3756	525, 216, 486	1. 4025	535, 487, 147	30. 28
日本	親投資信託受 益証券	小型成長株・マザーファンド	375, 975, 921	1. 2197	458, 577, 831	1. 2240	460, 194, 527	26. 02

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成29年 4月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 81
合 計	100. 81

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成29年 4月28日 (直近日) 現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年	月日	純資産		1万口当たり純資産額 (円)		
·		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末	(平成28年 3月11日)	1, 733, 423, 347	1, 733, 423, 347	10, 018	10, 018	
第2計算期間末	(平成28年 9月12日)	699, 521, 874	699, 521, 874	10, 018	10, 018	
第3計算期間末	(平成29年 3月13日)	1, 856, 954, 429	1, 856, 954, 429	11, 854	11, 854	
	平成28年 4月末日	1, 080, 656, 415	_	10, 227		
	5月末日	916, 226, 347	_	10, 622		
	6月末日	730, 430, 322	_	10, 290		
	7月末日	726, 689, 046	_	10, 295		
	8月末日	690, 539, 670	_	9, 899		
	9月末日	716, 619, 237		10, 405		
	10月末日	606, 252, 234	_	10, 763		
	11月末日	544, 758, 675	_	10, 994		
	12月末日	643, 137, 577	_	11, 201		
	平成29年 1月末日	1, 205, 067, 618		11, 484		
	2月末日	1, 670, 564, 644		11, 786		
	3月末日	1, 871, 831, 692	_	12, 021	_	
	4月末日	1, 768, 625, 841		11, 975		

⁽注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期間	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1計算期間	平成27年10月29日~平成28年 3月11日	0
第2計算期間	平成28年 3月12日~平成28年 9月12日	0
第3計算期間	平成28年 9月13日~平成29年 3月13日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成27年10月29日~平成28年 3月11日	0.18
第2計算期間	平成28年 3月12日~平成28年 9月12日	0.00
第3計算期間	平成28年 9月13日~平成29年 3月13日	18. 33

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (ロ)
第1計算期間	平成27年10月29日~平成28年 3月11日	2, 304, 437, 793	574, 162, 768	1, 730, 275, 025
第2計算期間	平成28年 3月12日~平成28年 9月12日	54, 133, 738	1, 086, 126, 799	698, 281, 964
第3計算期間	平成28年 9月13日~平成29年 3月13日	1, 244, 430, 091	376, 159, 420	1, 566, 552, 635

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

小型成長株・マザーファンド

投資状況

(平成29年 4月28日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	7, 217, 204, 400	97. 15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		211, 822, 646	2.85
合計(純資産総額)	7, 429, 027, 046	100.00	

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年 4月28日現在)

国/地域	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ラクス	情報・通 信業	134, 000	1, 230. 00	164, 820, 000	1, 956. 00	262, 104, 000	3. 53
日本	株式	アビスト	サービス 業	65, 300	3, 120. 00	203, 736, 000	3, 945. 00	257, 608, 500	3. 47
日本	株式	ビジョン	情報・通 信業	61, 400	2, 782. 00	170, 814, 800	3, 930. 00	241, 302, 000	3. 25
日本	株式	シュッピン	小売業	139, 400	1, 411. 00	196, 693, 400	1, 724. 00	240, 325, 600	3. 23
日本	株式	インターワークス	サービス 業	215, 900	992. 00	214, 172, 800	1, 097. 00	236, 842, 300	3. 19
日本	株式	アトラエ	サービス 業	63, 200	3, 173. 33	200, 554, 456	3, 735. 00	236, 052, 000	3. 18
日本	株式	ウィルグループ	サービス 業	287, 900	596. 00	171, 588, 400	815. 00	234, 638, 500	3. 16
日本	株式	M&Aキャピタルパートナ ーズ	サービス 業	46, 500	2, 785. 00	129, 502, 500	5, 010. 00	232, 965, 000	3. 14
日本	株式	KeePer技研	サービス 業	122, 100	1, 875. 00	228, 937, 500	1, 859. 00	226, 983, 900	3. 06
日本	株式	インベスターズクラウド	建設業	53, 900	3, 960. 00	213, 444, 000	4, 165. 00	224, 493, 500	3. 02
日本	株式	インソース	サービス 業	107, 200	1, 394. 00	149, 436, 800	2, 030. 00	217, 616, 000	2. 93

日本	株式	SHIFT	情報・通 信業	177, 500	1, 198. 88	212, 802, 693	1, 221. 00	216, 727, 500	2. 92
日本	株式	綿半ホールディングス	小売業	118, 000	1, 648. 45	194, 517, 100	1, 780. 00	210, 040, 000	2. 83
日本	株式	ヤマシンフィルタ	機械	101, 400	1, 069. 00	108, 396, 600	2, 051. 00	207, 971, 400	2.80
日本	株式	ミズホメディー	医薬品	46, 900	2, 389. 00	112, 044, 100	4, 400. 00	206, 360, 000	2. 78
日本	株式	スノーピーク	その他製 品	65, 700	3, 055. 00	200, 713, 500	3, 055. 00	200, 713, 500	2. 70
日本	株式	ヒト・コミュニケーション ズ	情報・通 信業	110, 000	1, 463. 00	160, 930, 000	1, 725. 00	189, 750, 000	2. 55
日本	株式	エボラブルアジア	サービス 業	69, 400	1, 967. 00	136, 509, 800	2, 692. 00	186, 824, 800	2. 51
日本	株式	ユーザベース	情報・通 信業	46, 900	2, 958. 31	138, 744, 739	3, 870. 00	181, 503, 000	2. 44
日本	株式	日本スキー場開発	サービス 業	118, 600	1, 805. 00	214, 073, 000	1, 520. 00	180, 272, 000	2. 43
日本	株式	キャピタル・アセット・プ ランニング	情報・通 信業	52,000	2, 556. 50	132, 938, 432	3, 450. 00	179, 400, 000	2. 41
日本	株式	Hamee	小売業	165, 700	952. 83	157, 883, 931	1, 031. 00	170, 836, 700	2. 30
日本	株式	中本パックス	その他製品	57, 000	2, 989. 44	170, 398, 574	2, 977. 00	169, 689, 000	2. 28
日本	株式	メニコン	精密機器	48, 300	3, 119. 23	150, 658, 809	3, 475. 00	167, 842, 500	2. 26
日本	株式	アイドママーケティングコ ミュニケーション	情報・通 信業	208, 000	559. 00	116, 272, 000	725. 00	150, 800, 000	2. 03
日本	株式	マークラインズ	情報・通 信業	46, 800	2, 883. 67	134, 955, 756	3, 155. 00	147, 654, 000	1. 99
日本	株式	イトクロ	サービス 業	36, 300	3, 491. 22	126, 731, 286	3, 860. 00	140, 118, 000	1. 89
日本	株式	シグマクシス	サービス 業	213, 900	666. 00	142, 457, 400	617. 00	131, 976, 300	1. 78
日本	株式	ショーケース・ティービー	情報・通 信業	101, 300	1, 139. 00	115, 380, 700	1, 271. 00	128, 752, 300	1. 73
日本	株式	アトラ	サービス 業	200, 500	844. 00	169, 222, 000	601. 00	120, 500, 500	1. 62

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(平成29年 4月28日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	3.02
	化学	0.18
	医薬品	2.78
	機械	2.80
	精密機器	2. 26
	その他製品	4. 99
	情報・通信業	31.09
	卸売業	0.18
	小売業	10.62
	その他金融業	3.08
	サービス業	36. 16
合 計		97. 15

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

中小型割安成長株・マザーファンド

投資状況

(平成29年 4月28日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	14, 780, 283, 200	96. 94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	466, 130, 706	3. 06
合計(純資産総額)		15, 246, 413, 906	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年 4月28日現在)

国/ 地域	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	SHOEI	その他製品	176, 100	1, 623. 00	285, 810, 300	3, 095. 00	545, 029, 500	3. 57
日本	株式	ニチハ	ガラス・ 土石製品	152, 200	1, 740. 71	264, 936, 062	3, 500. 00	532, 700, 000	3. 49
日本	株式	アミューズ	サービス 業	208, 400	1, 922. 07	400, 559, 388	2, 556. 00	532, 670, 400	3. 49
日本	株式	福井コンピュータホールデ ィングス	情報・通 信業	179, 100	2, 199. 01	393, 842, 691	2, 923. 00	523, 509, 300	3. 43
日本	株式	プレステージ・インターナ ショナル	サービス 業	512, 700	797. 00	408, 621, 900	1, 001. 00	513, 212, 700	3. 37
日本	株式	前田工繊	その他製品	342, 500	1, 119. 26	383, 346, 550	1, 465. 00	501, 762, 500	3. 29
日本	株式	エン・ジャパン	サービス 業	190, 800	1, 880. 60	358, 818, 480	2, 477. 00	472, 611, 600	3. 10
日本	株式	ユーシン精機	機械	146, 800	2, 334. 16	342, 654, 688	3, 180. 00	466, 824, 000	3.06
日本	株式	日進工具	機械	290, 000	953. 41	276, 491, 360	1, 605. 00	465, 450, 000	3. 05
日本	株式	ヒラノテクシード	機械	349, 300	1, 078. 37	376, 674, 641	1, 324. 00	462, 473, 200	3. 03
日本	株式	日本マイクロニクス	電気機器	475, 000	991. 63	471, 026, 556	968. 00	459, 800, 000	3. 02
日本	株式	内外トランスライン	倉庫・運 輸関連業	385, 000	975. 59	375, 603, 423	1, 120. 00	431, 200, 000	2. 83
日本	株式	東京精密	精密機器	123, 300	2, 535. 00	312, 565, 500	3, 455. 00	426, 001, 500	2. 79
日本	株式	第一精工	電気機器	254, 400	1, 099. 24	279, 646, 656	1, 638. 00	416, 707, 200	2. 73
日本	株式	ラウンドワン	サービス 業	435, 100	769. 94	335, 000, 894	952. 00	414, 215, 200	2. 72
日本	株式	サカイ引越センター	陸運業	127, 200	2, 772. 27	352, 632, 744	3, 245. 00	412, 764, 000	2. 71
日本	株式	くらコーポレーション	小売業	89, 000	5, 341. 03	475, 351, 670	4, 590. 00	408, 510, 000	2. 68
日本	株式	ピーシーデポコーポレーシ ョン	小売業	665, 400	838. 88	558, 190, 752	561. 00	373, 289, 400	2. 45
日本	株式	ウイン・パートナーズ	卸売業	370, 000	775. 11	286, 794, 181	991. 00	366, 670, 000	2. 40
日本	株式	アイティメディア	サービス 業	520, 000	680. 14	353, 677, 793	670.00	348, 400, 000	2. 29
日本	株式	リニカル	サービス 業	247, 000	1, 500. 85	370, 711, 628	1, 385. 00	342, 095, 000	2. 24
日本	株式	鈴木	電気機器	515, 500	519.06	267, 575, 430	652. 00	336, 106, 000	2. 20
日本	株式	有沢製作所	化学	421, 200	654. 62	275, 728, 222	790. 00	332, 748, 000	2. 18
日本	株式	リゾートトラスト	サービス 業	171, 200	2, 268. 29	388, 331, 248	1, 918. 00	328, 361, 600	2. 15
日本	株式	エプコ	サービス 業	195, 700	1, 356. 05	265, 378, 985	1, 600. 00	313, 120, 000	2.05
日本	株式	アオイ電子	電気機器	83, 200	3, 258. 31	271, 091, 392	3, 400. 00	282, 880, 000	1. 86
日本	株式	高松機械工業	機械	313, 400	824. 05	258, 259, 632	873.00	273, 598, 200	1. 79
日本	株式	エー・ピーカンパニー	小売業	281, 800	916. 52	258, 278, 101	952. 00	268, 273, 600	1. 76
日本	株式	デリカフーズ	卸売業	230, 600	1, 054. 50	243, 169, 370	1, 140. 00	262, 884, 000	1. 72
日本	株式	コネクシオ	情報・通 信業	153, 600	1, 477. 00	226, 867, 200	1, 707. 00	262, 195, 200	1. 72

種類別・業種別構成比率

(平成29年 4月28日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	化学	2. 18
	石油・石炭製品	0.98
	ガラス・土石製品	3. 49
	機械	12. 32
	電気機器	11.82
	精密機器	2. 79
	その他製品	6.87
	陸運業	2.71
	倉庫・運輸関連業	2.83
	情報・通信業	8. 28
	卸売業	5. 35
	小売業	8. 32
	サービス業	29.00
合 計		96.94

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

中小型成長株・マザーファンドⅡ 投資状況

(平成29年 4月28日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	491, 758, 900	91.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	43, 719, 062	8. 16
合計(純資産総額)	,	535, 477, 962	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年 4月28日現在)

国/地域	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	夢の街創造委員会	情報・通 信業	16, 800	686. 54	11, 533, 872	1, 100. 00	18, 480, 000	3. 45
日本	株式	ヒビノ	サービス 業	7, 200	1, 844. 23	13, 278, 456	2, 431. 00	17, 503, 200	3. 27
日本	株式	船井総研ホールディングス	サービス 業	7, 800	1, 755. 18	13, 690, 404	2, 142. 00	16, 707, 600	3. 12
日本	株式	MonotaRO	小売業	4, 600	2, 798. 78	12, 874, 388	3, 625. 00	16, 675, 000	3. 11
日本	株式	ポーラ・オルビスホールディ ングス	化学	6, 400	2, 497. 58	15, 984, 512	2, 568. 00	16, 435, 200	3.07
日本	株式	寿スピリッツ	食料品	5, 300	2, 600. 63	13, 783, 339	3, 005. 00	15, 926, 500	2.97
日本	株式	ペガサスミシン製造	機械	18, 400	685. 46	12, 612, 464	860.00	15, 824, 000	2.96
日本	株式	日特エンジニアリング	機械	6, 200	1, 590. 43	9, 860, 666	2, 515. 00	15, 593, 000	2. 91
日本	株式	薬王堂	小売業	5, 100	2, 158. 32	11, 007, 432	3, 045. 00	15, 529, 500	2. 90
日本	株式	アークランドサービスホール ディングス	小売業	4, 800	3, 045. 37	14, 617, 776	3, 075. 00	14, 760, 000	2.76
日本	株式	日本エム・ディ・エム	卸売業	18, 700	822. 00	15, 371, 400	768. 00	14, 361, 600	2.68
日本	株式	クスリのアオキホールディン グス	小売業	2, 900	4, 721. 05	13, 691, 045	4, 815. 00	13, 963, 500	2.61
日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	10, 500	1, 236. 08	12, 978, 840	1, 306. 00	13, 713, 000	2. 56
日本	株式	トランザクション	その他製 品	13, 900	901. 67	12, 533, 213	943. 00	13, 107, 700	2.45
日本	株式	レーザーテック	電気機器	8, 800	1, 156. 29	10, 175, 352	1, 451. 00	12, 768, 800	2. 38
日本	株式	TOWA	機械	6, 300	1, 591. 51	10, 026, 513	1, 890. 00	11, 907, 000	2. 22
日本	株式	ファインデックス	情報・通 信業	12, 100	1, 052. 45	12, 734, 645	976. 00	11, 809, 600	2. 21
日本	株式	レック	化学	5, 300	1, 762. 93	9, 343, 529	2, 227. 00	11, 803, 100	2.20
日本	株式	ドンキホーテホールディング ス	小売業	2, 900	3, 960. 35	11, 485, 015	4, 065. 00	11, 788, 500	2. 20
日本	株式	大黒天物産	小売業	2, 200	5, 035. 60	11, 078, 320	5, 330. 00	11, 726, 000	2. 19
日本	株式	ミマキエンジニアリング	電気機器	17, 600	662. 95	11, 667, 920	656.00	11, 545, 600	2. 16
日本	株式	デジタルアーツ	情報・通 信業	3, 700	2, 849. 71	10, 543, 927	3, 095. 00	11, 451, 500	2.14
日本	株式	ブロンコビリー	小売業	4, 400	2, 880. 55	12, 674, 420	2, 554. 00	11, 237, 600	2.10
日本	株式	セプテーニ・ホールディング ス	サービス 業	28, 200	399. 89	11, 276, 898	389. 00	10, 969, 800	2.05
日本	株式	トラスコ中山	卸売業	4, 300	2, 528. 18	10, 871, 174	2, 545. 00	10, 943, 500	2.04
日本	株式	エムスリー	サービス 業	3, 600	2, 903. 07	10, 451, 052	2, 849. 00	10, 256, 400	1.92
日本	株式	アスクル	小売業	3, 000	3, 633. 71	10, 901, 130	3, 245. 00	9, 735, 000	1.82
日本	株式	カルビー	食料品	2, 500	3, 719. 89	9, 299, 725	3, 890. 00	9, 725, 000	1.82
日本	株式	東祥	サービス 業	2, 000	4, 914. 65	9, 829, 300	4, 790. 00	9, 580, 000	1. 79
日本	株式	IMV	精密機器	24, 000	363. 71	8, 729, 040	391. 00	9, 384, 000	1. 75

(平成29年 4月28日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	2.56
	食料品	4. 79
	化学	6. 25
	医薬品	1.00
	金属製品	0.56
	機械	8.09
	電気機器	5. 09
	精密機器	4. 52
	その他製品	2. 45
	情報・通信業	9. 98
	卸売業	6.06
	小売業	21.87
	不動産業	0.92
	サービス業	17.69
合 計		91.84

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

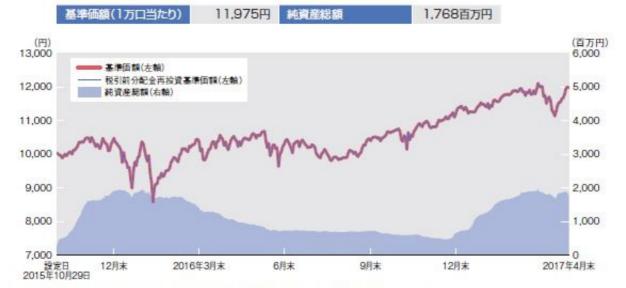
その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2017年4月28日)

(設定日 (2015年10月29日) ~2017年4月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。 ※ファンドの基準価額(1万口当たり、既払分配金を加算しません。)が15,000円を上回った場合は、安定運用に順次切替を行いファンド全体が安定 運用に入った後、縁上情還します。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年3月11日)	0円
第2期(2016年9月12日)	O円
第3期(2017年3月13日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

(組入資産の構成比)

組入資産	組入比率
小型成長株・マザーファンド	26.02%
中小型成長株・マザーファンドII	30.28%
中小型割安成長株・マザーファンド	44.51%
現金等	-0.81%
合計	100.00%

※組入比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※未払金等の発生により現金等の数値がマイナスになることがあります。
※各比率の合計が四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

主要な資産の状況(マザーファンド)

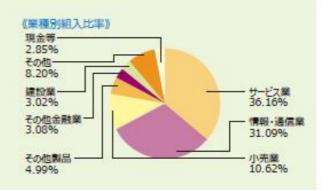
※比率は各マザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。 ※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(基準日:2017年4月28日)

■小型成長株・マザーファンド

(組入上位5銘柄))

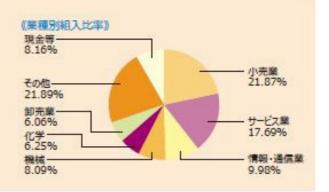
MARIN CT INT ABOUT ME		
銘柄名	業種	組入比率
1 502	情報·通信業	3.53%
2 アビスト	サービス業	3.47%
3 ビジョン	情報·通信業	3.25%
4 シュッピン	小売業	3.23%
5 インターワークス	サービス業	3.19%
《構成比率》		
国内株式		97.15%
現金等		2.85%
合計		100.00%



■中小型成長株・マザーファンドⅡ

《組入上位5銘柄》

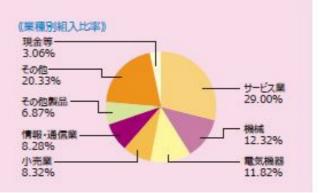
AND DESCRIPTION AND DESCRIPTIO	
情報·通信業	3.45%
サービス業	3.27%
サービス業	3.12%
小売業	3.11%
化学	3.07%
	91.84%
	8.16%
	100.00%
	サービス業サービス業小売業



■中小型割安成長株・マザーファンド

《組入上位5銘柄》

	新桐 名	果檀	組入几年
1	SHOEI	その他製品	3.57%
2	ニチハ	ガラス・土石製品	3.49%
3	アミューズ	サービス業	3.49%
4	福井コンピュータホールディングス	情報·通信業	3.43%
5	プレステージ・インターナショナル	サービス業	3.37%
((桿	(成比率)		
国	内株式		96.94%
現	金等		3.06%
合	at		100.00%



年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※2015年は設定日2015年10月29日(10,000円)から年末まで、2017年は4月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間: 毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(ii)お申込単位

- ・ 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。 (販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。 (当初1口=1円)
- ① 分配金受取コース
- ② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称 が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i) に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii)お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了 日の基準価額とします。

(iv)お申込手数料

お申込金額の3.24% (税抜3.0%) を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

また、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことを いいます。 ◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への 新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし ます。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にした がい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信 託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機 関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条8項第3項ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間: 毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

c. 換金価額

換金申込受付日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)を 控除した価額となります。

基準価額については、上記b.の照会先においてもご確認いただけます。

- (注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。
- d. 換金代金のお支払い

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求 の受付を中止することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価し
1/1/1/	ます。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の 日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に 記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがっ て、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成27年10月29日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年3月12日から9月11日まで、9月12日から翌年3月11日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成28年3月11日までとします。

(5) 【その他】

(i)信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき、及びエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約されたとき、基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり安定運用に切り替えた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由など の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対 し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において 同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約す る場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている 場合であって、前記②から④までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、 委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約 に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記 「(iii)約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社 との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併

合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、前記①の事項(前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において 同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、 知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について 賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごと に自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができま す。

(vii) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末(毎年3月11日と9月11日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

(ii)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成28年9月 13日から平成29年3月13日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられている中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar)の平成28年9月13日から平成29年3月13 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称: Jstar)の平成29年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 2 期 〔平成28年 9 月12日現在〕	第3期 〔平成29年3月13日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40, 481, 062	115, 945, 249
親投資信託受益証券	676, 928, 989	1, 839, 299, 875
流動資産合計	717, 410, 051	1, 955, 245, 124
資産合計	717, 410, 051	1, 955, 245, 124
負債の部		
流動負債		
未払解約金	688, 952	2, 639, 415
未払受託者報酬	261, 560	232, 016
未払委託者報酬	15, 703, 159	93, 647, 963
未払利息	110	317
その他未払費用	1, 234, 396	1, 770, 984
流動負債合計	17, 888, 177	98, 290, 695
負債合計	17, 888, 177	98, 290, 695
純資産の部		
元本等		
元本	698, 281, 964	1, 566, 552, 635
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1, 239, 910	290, 401, 794
元本等合計	699, 521, 874	1, 856, 954, 429
純資産合計	699, 521, 874	1, 856, 954, 429
負債純資産合計	717, 410, 051	1, 955, 245, 124

				(単位・口)
	自至	第2期 平成28年3月12日 平成28年9月12日	自至	第3期 平成28年9月13日 平成29年3月13日
営業収益				
受取利息		5		_
有価証券売買等損益		46, 064, 640		239, 305, 886
営業収益合計		46, 064, 645		239, 305, 886
営業費用				
支払利息		20, 130		26, 706
受託者報酬		261, 560		232, 016
委託者報酬		15, 703, 159		93, 647, 963
その他費用		1, 240, 234		1, 772, 170
営業費用合計		17, 225, 083		95, 678, 855
営業利益又は営業損失(△)		28, 839, 562		143, 627, 031
経常利益又は経常損失(△)		28, 839, 562		143, 627, 031
当期純利益又は当期純損失 (△)		28, 839, 562		143, 627, 031
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		29, 971, 475		25, 247, 541
期首剰余金又は期首欠損金(△)		3, 148, 322		1, 239, 910
剰余金増加額又は欠損金減少額		1, 357, 519		175, 261, 134
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		1, 357, 519		175, 261, 134
剰余金減少額又は欠損金増加額		2, 134, 018		4, 478, 740
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		2, 134, 018		4, 478, 740
分配金				_
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1, 239, 910		290, 401, 794

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。

2.その他財務諸表作成のための基本 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月12日から9月11日まで及び、9月12日から翌年3月11日までとしておりますが、前計算期間末及び当計算期間末が休業日のため、当計算期間は平成28年 9月13日から平成29年 3月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	期別	第2期 平成28年 9月12日現在	第3期 平成29年 3月13日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	698, 281, 964 □	1, 566, 552, 635 □
2.	1口当たり純資産額	1.0018円	1. 1854円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,018円)	(11,854円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

311円
751円
232円
0円
794円
335 □
853円
0円
0円
付
金融
響に
負担
とし

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融向品の状化に関する事項	第2期	第3期
項目	自 平成28年 3月12日	自 平成28年 9月13日
	至 平成28年 9月12日	至 平成29年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する運用の	信託であり、信託約款に規定する運用の
	基本方針に従い、有価証券等の金融商品	基本方針に従い、有価証券等の金融商品
	に対して投資として運用することを目的	に対して投資として運用することを目的
	としております。	としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類	本ファンドが保有する金融商品の種類
	は、有価証券、コール・ローン等の金銭	は、有価証券、コール・ローン等の金銭
	債権及び金銭債務であります。	債権及び金銭債務であります。
	これらは、株価変動リスク、金利変動リ	これらは、株価変動リスク、金利変動リ
	スク、為替変動リスクなどの市場リス	スク、為替変動リスクなどの市場リス
	ク、信用リスク及び流動性リスクにさら	ク、信用リスク及び流動性リスクにさら
	されております。	されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運
	用部長及び運用部マネジャーをもって構	用部長及び運用部マネジャーをもって構
	成する運用考査会議にて、ファンドのリ	成する運用考査会議にて、ファンドのリ
	スク特性分析、パフォーマンスの要因分	スク特性分析、パフォーマンスの要因分
	析の報告及び改善勧告を行い、運用者の	析の報告及び改善勧告を行い、運用者の
	意思決定方向を調整・相互確認しており	意思決定方向を調整・相互確認しており
	ます。	ます。
	①市場リスク	①市場リスク
	市場リスクに関しては、資産配分等の状	市場リスクに関しては、資産配分等の状
	況を常時、分析・把握し、投資方針に沿	況を常時、分析・把握し、投資方針に沿
	っているか等の管理を行なっておりま	っているか等の管理を行なっておりま
	す。	す。
	②信用リスク	②信用リスク
	信用リスクに関しては、発行体や取引先	信用リスクに関しては、発行体や取引先
	の財務状況等に関する情報収集・分析を	の財務状況等に関する情報収集・分析を
	常時、継続し、格付等の信用度に応じた	常時、継続し、格付等の信用度に応じた
	組入制限等の管理を行なっております。	組入制限等の管理を行なっております。
	③流動性リスク	③流動性リスク
	流動性リスクに関しては、必要に応じて	流動性リスクに関しては、必要に応じて
	市場流動性の状況を把握し、取引量や組	市場流動性の状況を把握し、取引量や組
	入比率等の管理を行なっております。	入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期	第3期
	平成28年 9月12日現在	平成29年 3月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	貸借対照表上の金融商品は原則としてす
差額	べて時価で評価しているため、貸借対照	べて時価で評価しているため、貸借対照
	表計上額と時価との差額はありません。	表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○親投資信託受益証券	○親投資信託受益証券
	(重要な会計方針に係る事項に関する注	(重要な会計方針に係る事項に関する注
	記)に記載しております。	記)に記載しております。
	○上記以外の金融商品	○上記以外の金融商品
	これらの商品は短期間で決済されるた	これらの商品は短期間で決済されるた
	め、帳簿価額は時価と近似していること	め、帳簿価額は時価と近似していること
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	から、当該帳簿価額を時価としておりま
	す。	す。
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価には、市場価格に基づく	金融商品の時価には、市場価格に基づく
ついての補足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	価額のほか、市場価格がない場合には合
	理的に算定された価額が含まれておりま	理的に算定された価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前	す。当該価額の算定においては一定の前
	提条件等を採用しているため、異なる前	提条件等を採用しているため、異なる前
	提条件等によった場合、当該価額が異な	提条件等によった場合、当該価額が異な
	ることもあります。	ることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第2期	第3期
And Mark	自 平成28年 3月12日	自 平成28年 9月13日
種類	至 平成28年 9月12日	至 平成29年 3月13日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△554, 841	208, 242, 289
合計	△554, 841	208, 242, 289

(元本の移動)

	第2期	第3期
区分	自 平成28年 3月12日	自 平成28年 9月13日
	至 平成28年 9月12日	至 平成29年 3月13日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,730,275,025円	698, 281, 964円
期中追加設定元本額	54, 133, 738円	1, 244, 430, 091円
期中一部解約元本額	1,086,126,799円	376, 159, 420円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	小型成長株・マザーファンド	392, 090, 991	480, 507, 509	
	中小型割安成長株・マザーファンド	210, 402, 720	823, 411, 044	
	中小型成長株・マザーファンドⅡ	388, 492, 361	535, 381, 322	
合計		990, 986, 072	1, 839, 299, 875	

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド(中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称: Jstar))は、「小型成長株・マザーファンド」「中小型割安成長株・マザーファンド」及び「中小型成長株・マザーファンド」の各受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。各マザーファンドの平成29年3月13日現在(以下「計算日」という。)の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

「小型成長株・マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位:円) 平成29年 3月13日現在 資産の部 流動資産 コール・ローン 142, 963, 106 株式 7,838,373,900 未収入金 173, 899, 481 未収配当金 14, 103, 950 流動資産合計 8, 169, 340, 437 資産合計 8, 169, 340, 437 負債の部 流動負債 未払金 78, 750, 238 未払利息 391 流動負債合計 78, 750, 629 負債合計 78, 750, 629 純資産の部 元本等 元本 6,602,079,658 剰余金 剰余金又は欠損金(△) 1, 488, 510, 150 元本等合計 8,090,589,808 純資産合計 8,090,589,808 負債純資産合計 8, 169, 340, 437

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっており
	ます。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上
	し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額につ
	いては入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成29年 3月13日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	6, 602, 079, 658口
2.	1口当たり純資産額	1. 2255円
	(10,000口当たり純資産額)	(12, 255円)

(金融商品に関する注記)

I金融商品の状況に関する事項

1 並織向即の状況に関する事項	
項目	自 平成28年 9月13日
Д Г	至 平成29年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品
	に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
	権及び金銭債務であります。
	これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス
	ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	 常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構
	成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分
	析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しており
	ます。
	①市場リスク
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿
	っているか等の管理を行なっております。
	②信用リスク
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を
	常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
	③流動性リスク
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組
	入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 3月13日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照		
差額	表計上額と時価との差額はありません。		
2. 時価の算定方法	○株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。		
ついての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

4手 米石	平成29年 3月13日 現在	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式		1, 299, 023, 249
合計		1, 299, 023, 249

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(元本の移動)

区分	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年 9月13日
期首元本額	9, 026, 544, 141円
期末元本額	6, 602, 079, 658円
期中追加設定元本額	975, 122, 333円
期中一部解約元本額	3, 399, 586, 816円
元本の内訳※	
SBI小型成長株ファンド ジェイクール	4, 371, 757, 419円
小型成長株ファンド ジェイクール (適格機関投資家専用)	14, 135, 568円
SBI日本小型成長株選抜ファンド (愛称:センバツ)	1,824,095,680円
中小型成長株ファンド ジェイスター (愛称: Jstar)	392, 090, 991円

⁽注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

		(単位:円)		
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
インベスターズクラウド	55, 300	4, 875. 00	269, 587, 500	
竹本容器	30, 000	1, 714. 00	51, 420, 000	
ミズホメディー	48, 100	3, 900. 00	187, 590, 000	
パンチ工業	19, 300	1, 233. 00	23, 796, 900	
ヤマシンフィルタ	123, 000	2, 271. 00	279, 333, 000	
メニコン	47, 100	3, 540. 00	166, 734, 000	
中本パックス	55, 800	3,000.00	167, 400, 000	
スノーピーク	67, 400	3, 150. 00	212, 310, 000	
鴻池運輸	12, 500	1, 447. 00	18, 087, 500	
ファイズ	600	1, 250. 00	750, 000	
ヒト・コミュニケーションズ	120, 600	1,847.00	222, 748, 200	
SHIFT	173, 300	1, 224. 00	212, 119, 200	
マークラインズ	45, 000	3, 270. 00	147, 150, 000	
ショーケース・ティービー	103, 900	1, 262. 00	131, 121, 800	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	55, 100	2, 046. 00	112, 734, 600	
PR TIMES	58, 400	2, 420. 00	141, 328, 000	
ラクス	171, 300	1, 682. 00	288, 126, 600	
オープンドア	36, 600	3, 155. 00	115, 473, 000	
カナミックネットワーク	14, 900	5, 820. 00	86, 718, 000	
バリューデザイン	21, 300	4, 445. 00	94, 678, 500	
キャピタル・アセット・プランニング	19, 300	7, 660. 00	147, 838, 000	
ユーザベース	48, 100	3, 685. 00	177, 248, 500	
ビーグリー	2, 000	1, 880. 00	3, 760, 000	
ビジョン	76, 100	3, 720. 00	283, 092, 000	
アイドママーケティングコミュニケーション	213, 300	820.00	174, 906, 000	
H a m e e	152, 800	973.00	148, 674, 400	
シュッピン	172, 000	1,727.00	297, 044, 000	
綿半ホールディングス	116, 100	1,711.00	198, 647, 100	
ピクスタ	23, 800	1, 397. 00	33, 248, 600	
スタジオアタオ	16, 000	5, 240. 00	83, 840, 000	
あんしん保証	125, 000	624. 00	78, 000, 000	

イントラスト	134, 900	900.00	121, 410, 000	
弁護士ドットコム	177, 000	892.00	157, 884, 000	
アトラ	205, 700	718.00	147, 692, 600	
インターワークス	221, 400	1, 153. 00	255, 274, 200	
KeePer技研	125, 200	1, 985. 00	248, 522, 000	
日本スキー場開発	121, 000	1, 586. 00	191, 906, 000	
デザインワン・ジャパン	112, 500	1, 540. 00	173, 250, 000	
イトクロ	37, 200	3, 915. 00	145, 638, 000	
M&Aキャピタルパートナーズ	64, 500	4, 030. 00	259, 935, 000	
アビスト	71, 200	4, 125. 00	293, 700, 000	
シグマクシス	219, 400	684. 00	150, 069, 600	
ウィルグループ	393, 700	705.00	277, 558, 500	
土木管理総合試験所	70, 000	702.00	49, 140, 000	
エボラブルアジア	71, 200	2, 878. 00	204, 913, 600	
アトラエ	21, 600	10, 380. 00	224, 208, 000	
インソース	147, 600	1, 785. 00	263, 466, 000	
リファインバース	4, 300	7, 190. 00	30, 917, 000	
日宣	33, 000	2, 648. 00	87, 384, 000	
合 計	4, 455, 400		7, 838, 373, 900	

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

「中小型割安成長株・マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位:円) 平成29年 3月13日現在 資産の部 流動資産 コール・ローン 666, 676, 789 株式 14, 167, 864, 500 未収入金 16, 940, 412 未収配当金 23, 247, 900 流動資産合計 14, 874, 729, 601 資産合計 14, 874, 729, 601 負債の部 流動負債 未払金 177, 913, 044 未払利息 1,826 流動負債合計 177, 914, 870 負債合計 177, 914, 870 純資産の部 元本等 3, 755, 401, 076 元本 剰余金 剰余金又は欠損金(△) 10, 941, 413, 655 元本等合計 14, 696, 814, 731 純資産合計 14, 696, 814, 731 負債純資産合計 14, 874, 729, 601

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっており
	ます。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上
	し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額につ
	いては入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成29年 3月13日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	3, 755, 401, 076 □
2.	1口当たり純資産額	3. 9135円
	(10,000口当たり純資産額)	(39, 135円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項	
自 平成28年 9月13日 項目	
· 埃日	至 平成29年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品
	に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
	権及び金銭債務であります。
	これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス
	ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構
	成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分
	析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しており ます。
	①市場リスク
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
	②信用リスク
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を
	常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
	③流動性リスク
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 3月13日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照		
差額	表計上額と時価との差額はありません。		
2. 時価の算定方法	○株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。		
ついての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

毛松	平成29年 3月13日 現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2, 274, 610, 194
合計	2, 274, 610, 194

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで の期間に対応する金額であります。

(元本の移動)

EA	自 平成28年 9月13日
区分	至 平成29年 3月13日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年 9月13日
期首元本額	4, 494, 372, 275円
期末元本額	3, 755, 401, 076円
期中追加設定元本額	765, 908, 815円
期中一部解約元本額	1, 504, 880, 014円
元本の内訳※	
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ	1, 763, 614, 000円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)	354, 471, 166円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型)	1, 114, 110, 546円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 分配型 (適格機関投資家専用)	221, 882, 203円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ <dc年金></dc年金>	90, 920, 441円
中小型成長株ファンド ジェイスター (愛称: Jstar)	210, 402, 720円

⁽注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

No. 17*	Id. ISW	評	評価額	評価額	
銘 柄	株式数	単価	金額	備考	
イートアンド	6, 400	2, 316. 00	14, 822, 400		
有沢製作所	410, 000	795. 00	325, 950, 000		
藤森工業	8, 000	3, 275. 00	26, 200, 000		
MORESCO	81, 700	1, 707. 00	139, 461, 900		
ニチハ	158, 000	3, 330. 00	526, 140, 000		
高松機械工業	283, 200	941.00	266, 491, 200		
日進工具	283, 400	1, 819. 00	515, 504, 600		
ヒラノテクシード	330, 500	1, 271. 00	420, 065, 500		
日精エー・エス・ビー機械	75, 000	2, 592. 00	194, 400, 000		
ユーシン精機	150, 000	3, 055. 00	458, 250, 000		
SEMITEC	117, 500	1, 890. 00	222, 075, 000		
第一精工	246, 700	1, 835. 00	452, 694, 500		
メディアグローバルリンクス	168, 600	620.00	104, 532, 000		
鈴木	526, 800	664.00	349, 795, 200		
アオイ電子	74, 000	3, 440. 00	254, 560, 000		
日本マイクロニクス	420, 000	947. 00	397, 740, 000		
オプテックスグループ	7, 600	3, 285. 00	24, 966, 000		
東京精密	126, 000	3, 675. 00	463, 050, 000		
前田工繊	350, 000	1, 428. 00	499, 800, 000		
SHOEI	180, 000	2, 784. 00	501, 120, 000		
サカイ引越センター	125, 000	3, 330. 00	416, 250, 000		
内外トランスライン	372, 000	1, 110. 00	412, 920, 000		
ブロードリーフ	74, 900	705. 00	52, 804, 500		
朝日ネット	390, 000	523. 00	203, 970, 000		
コネクシオ	157, 000	1, 732. 00	271, 924, 000		
福井コンピュータホールディングス	151, 600	2, 833. 00	429, 482, 800		
カッシーナ・イクスシー	135, 000	832.00	112, 320, 000		
ディーブイエックス	53, 200	1, 327. 00	70, 596, 400		
ウイン・パートナーズ	330, 800	981.00	324, 514, 800		
デリカフーズ	169, 500	1, 084. 00	183, 738, 000		
くらコーポレーション	83, 000	4, 630. 00	384, 290, 000		

ハブ	100, 200	1, 788. 00	179, 157, 600	
エー・ピーカンパニー	35, 000	922. 00	32, 270, 000	
ピーシーデポコーポレーション	650, 000	542. 00	352, 300, 000	
アイティメディア	515, 000	736. 00	379, 040, 000	
リニカル	170, 000	1, 541. 00	261, 970, 000	
シイエム・シイ	45, 200	3, 650. 00	164, 980, 000	
エプコ	200, 000	1, 442. 00	288, 400, 000	
キャリアデザインセンター	220, 000	1, 155. 00	254, 100, 000	
ライク	75, 000	2, 764. 00	207, 300, 000	
翻訳センター	8,000	3, 685. 00	29, 480, 000	
プレステージ・インターナショナル	531, 600	968. 00	514, 588, 800	
アミューズ	220, 000	2, 005. 00	441, 100, 000	
ラウンドワン	430, 000	855. 00	367, 650, 000	
リゾートトラスト	175, 000	2, 040. 00	357, 000, 000	
東京個別指導学院	140, 000	1, 294. 00	181, 160, 000	
ダイサン	320, 900	810. 00	259, 929, 000	
トスネット	193, 600	969. 00	187, 598, 400	
エン・ジャパン	195, 000	2, 264. 00	441, 480, 000	
リブセンス	419, 500	503. 00	211, 008, 500	
アサンテ	21, 900	1, 686. 00	36, 923, 400	
合 計	10, 711, 300		14, 167, 864, 500	

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

「中小型成長株・マザーファンドⅡ」の状況

貸借対照表

(単位:円) 平成29年 3月13日現在 資産の部 流動資産 コール・ローン 47, 959, 602 株式 514, 140, 800 未収入金 1, 554, 286 未収配当金 377, 510 流動資産合計 564, 032, 198 564, 032, 198 資産合計 負債の部 流動負債 未払金 28, 645, 231 未払利息 131 流動負債合計 28, 645, 362 負債合計 28, 645, 362 純資産の部 元本等 388, 492, 361 元本 剰余金 剰余金又は欠損金(△) 146, 894, 475 元本等合計 535, 386, 836 純資産合計 535, 386, 836 負債純資産合計 564, 032, 198

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっており
	ます。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上
	し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額につ
	いては入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成29年 3月13日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	388, 492, 361 □
2.	1口当たり純資産額	1. 3781円
	(10,000口当たり純資産額)	(13, 781円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項				
項目	自 平成28年 9月13日			
(大)	至 平成29年 3月13日			
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資			
	信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品			
	に対して投資として運用することを目的としております。			
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債			
	権及び金銭債務であります。			
	これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス			
	ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。			
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構			
	成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分			
	析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。			
	①市場リスク			
	っているか等の管理を行なっております。			
	②信用リスク			
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を			
	常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。			
	③流動性リスク			
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組			
	入比率等の管理を行なっております。			

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 3月13日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照		
差額	表計上額と時価との差額はありません。		
2. 時価の算定方法	○株式		
	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。		
	○上記以外の金融商品		
	これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることか		
	ら、当該帳簿価額を時価としております。		
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合		
ついての補足説明	理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前		
	提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な		
	ることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成29年 3月13日 現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	46, 263, 684
合計	46, 263, 684

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで の期間に対応する金額であります。

(元本の移動)

区分	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年 9月13日
期首元本額	181, 870, 134円
期末元本額	388, 492, 361円
期中追加設定元本額	321, 399, 704円
期中一部解約元本額	114,777,477円
元本の内訳※	
中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar)	388, 492, 361円

⁽注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

At	Lat. In Mer.	評	価額	NII- da
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
ダイセキ環境ソリューション	11, 300	1, 260. 00	14, 238, 000	
寿スピリッツ	5, 800	2, 692. 00	15, 613, 600	
カルビー	2, 400	4, 035. 00	9, 684, 000	
ポーラ・オルビスホールディングス	1, 700	10, 500. 00	17, 850, 000	
デクセリアルズ	5, 600	1, 235. 00	6, 916, 000	
レック	2, 800	4, 460. 00	12, 488, 000	
ペプチドリーム	900	5, 700. 00	5, 130, 000	
トーカロ	1, 100	2, 654. 00	2, 919, 400	
日特エンジニアリング	7, 300	2, 231. 00	16, 286, 300	
ペガサスミシン製造	20, 000	945. 00	18, 900, 000	
TOWA	6, 900	1, 891. 00	13, 047, 900	
ホシザキ	100	8, 960. 00	896, 000	
ミマキエンジニアリング	19, 000	725. 00	13, 775, 000	
メガチップス	1, 200	2, 840. 00	3, 408, 000	
レーザーテック	4, 700	2, 987. 00	14, 038, 900	
マニー	3, 200	2, 644. 00	8, 460, 800	
トプコン	2, 400	2, 114. 00	5, 073, 600	
朝日インテック	200	4, 320. 00	864, 000	
I MV	26, 000	407. 00	10, 582, 000	
トランザクション	14, 600	938. 00	13, 694, 800	
デジタルアーツ	3, 800	3, 295. 00	12, 521, 000	
夢の街創造委員会	21, 300	750. 00	15, 975, 000	
ファインデックス	13, 000	1, 062. 00	13, 806, 000	
インテリジェント ウェイブ	19, 300	598. 00	11, 541, 400	
あい ホールディングス	3, 000	2, 547. 00	7, 641, 000	
日本エム・ディ・エム	20, 200	785. 00	15, 857, 000	
トラスコ中山	4, 700	2, 587. 00	12, 158, 900	
アスクル	3, 000	3, 345. 00	10, 035, 000	
大黒天物産	2, 400	5, 080. 00	12, 192, 000	
MonotaRO	5, 000	3, 380. 00	16, 900, 000	
アークランドサービスホールディングス	5, 200	3, 090. 00	16, 068, 000	

ブロンコビリー	4, 600	2, 884. 00	13, 266, 400	
物語コーポレーション	1,800	5, 170. 00	9, 306, 000	
クリエイトSDホールディングス	1, 700	2, 681. 00	4, 557, 700	
薬王堂	5, 500	2, 540. 00	13, 970, 000	
クスリのアオキホールディングス	3, 200	4, 950. 00	15, 840, 000	
ドンキホーテホールディングス	2, 600	3, 925. 00	10, 205, 000	
スター・マイカ	2, 200	2, 407. 00	5, 295, 400	
オプトホールディング	1, 100	1, 047. 00	1, 151, 700	
エムスリー	3, 500	2, 843. 00	9, 950, 500	
ウェルネット	3, 300	1, 344. 00	4, 435, 200	
ヒビノ	4, 100	4, 790. 00	19, 639, 000	
エスプール	1, 100	1, 553. 00	1, 708, 300	
レッグス	12,000	777. 00	9, 324, 000	
セプテーニ・ホールディングス	29, 000	373. 00	10, 817, 000	
イオンファンタジー	100	2, 906. 00	290, 600	
シーティーエス	9, 500	716. 00	6, 802, 000	
エラン	1,000	1, 712. 00	1, 712, 000	
東祥	2,000	5, 040. 00	10, 080, 000	
船井総研ホールディングス	8, 400	2, 051. 00	17, 228, 400	
合 計	334, 800		514, 140, 800	

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成29年	4月28日現在
-------	---------

I	資産総額	1, 922, 239, 618円
Π	負債総額	153, 613, 777円
Ш	純資産総額 (I – II)	1, 768, 625, 841円
IV	発行済口数	1, 476, 934, 530 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1975円
	(1万口当たり純資産額)	(11,975円)

(参考)

小型成長株・マザーファンド

純資産額計算書

		平成29年 4月28日現在
I	資産総額	7, 438, 825, 552円
П	負債総額	9, 798, 506円
Ш	純資産総額 (I – II)	7, 429, 027, 046円
IV	発行済口数	$6,069,706,926\square$
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.2240円
	(1万口当たり純資産額)	(12, 240円)

中小型割安成長株・マザーファンド

純資産額計算書

		平成29年 4月28日現在
I	資産総額	15, 314, 466, 384円
Π	負債総額	68, 052, 478円
Ш	純資産総額 (I – II)	15, 246, 413, 906円
IV	発行済口数	$3,809,974,423\square$
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	4.0017円
	(1万口当たり純資産額)	(40,017円)

中小型成長株・マザーファンドⅡ

純資産額計算書

	_	
亚成29年	4 H 28	日現在

I 資産総額 535, 477, 962円
II 負債総額 -円
III 純資産総額 (I-II) 535, 477, 962円
IV 発行済口数 381, 809, 018口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) 1. 4025円
(1万口当たり純資産額) (14, 025円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料 該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典 該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関 等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情がある と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

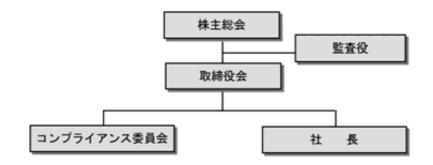
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- ① 資本金の額(平成29年4月末日現在)
 - (i) 資本金の額 委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
 - (ii) 発行する株式の総数 委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
 - (iii) 発行済株式の総数 委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
 - (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資 戦略の協議・策定を行います。

イ)投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投 資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーを もって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ)投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・ 見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(平成29年4月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	42	178, 195
単位型株式投資信託	2	11, 133

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

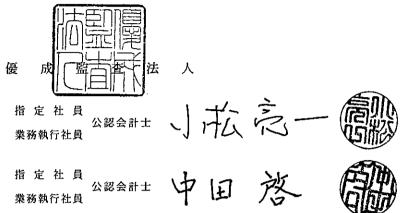
当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の財務諸表について、及び第31期事業年度の中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(1)【貸借対照表】

(工) 【具旧内流纹】		
		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	664, 366	992, 039
前払費用	2, 725	1,931
未収委託者報酬	231, 804	242, 188
未収運用受託報酬	7, 007	7, 056
未収投資顧問料	% 2 6, 513	* 2 1, 222
繰延税金資産	5, 112	5, 522
その他	8, 740	12, 937
流動資産合計	926, 271	1, 262, 897
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	% 1 2, 849	% 1 2, 181
リース資産	% 1 1, 255	% 1 627
有形固定資産合計	4, 103	2, 808
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3, 499	3, 322
商標権	1, 217	1, 519
無形固定資産合計	4, 783	4, 909
投資その他の資産		
関係会社株式	127, 776	127, 776
長期差入保証金	% 2 20, 822	% 2 19, 856
投資その他の資産合計	148, 598	147, 633
固定資産合計	157, 486	155, 351
資産合計	1, 083, 757	1, 418, 249

		(単位:干円)	
	前事業年度	当事業年度	
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)	
負債の部			
流動負債			
預り金	627	1, 579	
未払金	144, 339	207, 901	
未払手数料	118, 719	184, 718	
未払法人税等	66, 503	87, 110	
未払消費税等	21, 882	21, 611	
リース債務	685	714	
流動負債合計	234, 038	318, 919	
固定負債			
リース債務	714	_	
固定負債合計	714	_	
負債合計	234, 753	318, 919	
純資産の部			
株主資本			
資本金	400, 200	400, 200	
利益剰余金			
利益準備金	30, 012	30, 012	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	418, 792	669, 117	
利益剰余金合計	448, 804	699, 129	
株主資本合計	849, 004	1, 099, 329	
純資産合計	849, 004	1, 099, 329	
負債純資産合計	1, 083, 757	1, 418, 249	
			

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日
	至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1, 343, 658	1, 763, 792
運用受託報酬	41, 494	42, 642
投資顧問料	27, 569	5, 322
営業収益合計	1, 412, 722	1, 811, 757
営業費用		
支払手数料	837, 387	1, 074, 399
広告宣伝費	1, 537	2, 313
調査費	24, 235	25, 501
調査費	24, 235	25, 501
委託計算費	72, 482	92, 130
営業雑経費	20, 912	23, 101
通信費	863	894
印刷費	17, 747	19, 869
協会費	1,723	1, 672
励云貝 諾 <u>云</u> 費	472	490
^{砲云貫} その他営業雑経費		
	105	1.017.446
営業費用合計	956, 555	1, 217, 446
一般管理費	145.055	100 115
給料	145, 255	139, 115
役員報酬	17, 000	15, 800
給料・手当	128, 255	123, 315
交際費	35	170
旅費交通費	3, 820	3, 801
福利厚生費	18, 435	22, 054
租税公課	2, 744	5, 008
不動産賃借料	21, 048	21, 228
消耗品費	2, 025	2, 410
事務委託費	10, 643	9, 056
退職給付費用	6, 879	6, 023
固定資産減価償却費	1, 617	2, 192
諸経費	7, 064	8, 427
一般管理費合計	219, 569	219, 488
営業利益	236, 597	374, 822
営業外収益		,
受取利息	188	222
投資有価証券売却益	678	
雑収入	24	121
営業外収益合計	890	343
営業外費用		040
	79	4.5
支払利息	73	45
為替差損	4	
有価証券売却損	726	1
雑損失	18	72
営業外費用合計	823	118
圣常利益	236, 664	375, 047
税引前当期純利益	236, 664	375, 047
法人税、住民税及び事業税	88, 371	125, 131
法人税等調整額	△3, 651	△409
法人税等合計	84, 720	124, 721
运入忧于口 印		

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

			株主資本			
			利益剰余金			
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	400, 200	30, 012	266, 847	296, 859	697, 059	697, 059
当期変動額						
当期純利益			151, 944	151, 944	151, 944	151, 944
当期変動額合計	_	_	151, 944	151, 944	151, 944	151, 944
当期末残高	400, 200	30, 012	418, 792	448, 804	849, 004	849, 004

当事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
			利益剰余金	金		
	資本金	利益	その他 利益剰余金	D他 株土資本 創余金 利益剰余金 合計		純資産合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	400, 200	30, 012	418, 792	448, 804	849, 004	849, 004
当期変動額						
当期純利益			250, 325	250, 325	250, 325	250, 325
当期変動額合計	_	_	250, 325	250, 325	250, 325	250, 325
当期末残高	400, 200	30, 012	669, 117	699, 129	1, 099, 329	1, 099, 329

重要な会計方針

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 移動平均法に基づく原価法
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、器具備品 5-15年であります。
 - ② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)		当事業年度 (平成28年 3 月31日)			
* 1	1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで あります。			有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで あります。		
	器具備品	5,312千円		器具備品	3,046千円	
	リース資産	1,882千円		リース資産	2,510千円	
	合計	7, 195千円		合計	5,556千円	
* 2	関係会社に対する資産及び負債		* 2	関係会社に対する資産及び負債		
	未収投資顧問料	6,513千円		長期差入保証金	19,802千円	
	長期差入保証金	20,768千円				

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36, 600	_	_	36, 600

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36, 600			36, 600

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用 リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに 晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。
- ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っておりま す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	664, 366	664, 366	_
(2) 未収委託者報酬	231, 804	231, 804	_
(3) 未収運用受託報酬	7, 007	7, 007	_
(4) 未収投資顧問料	6, 513	6, 513	_
資産計	1, 083, 757	1, 083, 757	_
(1) 未払金	144, 339	144, 339	_
(2) リース債務	1, 400	1, 400	_
負債計	234, 753	234, 753	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127, 776
(2) 長期差入保証金	20, 822

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が 困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
預金	664, 366
未収委託者報酬	231, 804
未収運用受託報酬	7, 007
未収投資顧問料	6, 513
合計	909, 692

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
リース債務	685	714	_	_	_	_

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用 リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。
- ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	992, 039	992, 039	_
(2) 未収委託者報酬	242, 188	242, 188	_
(3) 未収運用受託報酬	7, 056	7, 056	_
(4) 未収投資顧問料	1, 222	1, 222	_
資産計	1, 242, 506	1, 242, 506	_
(1) 未払金	207, 901	207, 901	_
(2) リース債務	714	714	_
負債計	208, 616	208, 616	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127, 776
(2) 長期差入保証金	19, 856

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が 困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
預金	992, 039
未収委託者報酬	242, 188
未収運用受託報酬	7, 056
未収投資顧問料	1, 222
合計	1, 242, 506

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
リース債務	714	_	_	_	_	_

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。なお、前事業年度末において、複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金である関東ITソフトウェア厚生年金基金を脱退いたしました。

前事業年度中の当該基金への拠出額は、4,315千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)2,564千円、当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)5,290千円であります。

(税効果会計関係)					
前事業年度		当事業年度			
(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の)発生の主な原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		
の内訳		の内訳			
繰延税金資産		繰延税金資産			
電話加入権	462千円	電話加入権	438千円		
関係会社株式評価損	20, 188	関係会社株式評価損	19, 114		
未払事業税	4, 199	未払事業税	4, 422		
その他未払税金	539	その他未払税金	1,001		
その他	374	その他	99		
繰延税金資産小計	25, 763	繰延税金資産小計	25, 075		
評価性引当額	$\triangle 20,651$	評価性引当額	$\triangle 19,552$		
繰延税金資産合計	5, 112	繰延税金資産合計	5, 522		
2. 法定実効税率と税効果会計適用税率との間に重要な差異があるときのなった主要な項目別の内訳当事業年度は、法定実効税率と税の法人税等の負担率との間の差異の100分の5以下であるため注記をす。	3 当該差異原因と効果会計適用後が法定実効税率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左			
3. 法定実効税率の変更による繰延利 正 平成27年度税制改正法(「所得税 する法律」及び「地方税法等の 律」及び関連する政省令)が平成 布されたことに伴い、当事業年度 び繰延税金負債の計算(ただし、 以降解消されるものに限る)に使 率は、前事業年度の38.01%から、 込まれる期間が平成27年4月1日 31日までのものは33.10%、平成28	法等の一部を改正 一部を改正する法 27年3月31日に公 の繰延税金資産及 平成27年4月1日 用した法定実効税 回収又は支払が見 から平成28年3月	3. 法定実効税率の変更による繰り正 「所得税法等の一部を改正する 律第15号)及び「地方税法等の 法律」(平成28年法律第13号) に国会で成立し、平成28年4月 事業年度から法人税率等の引下 になりました。これに伴い、繰 税金負債の計算に使用する法: 33.10%から平成28年4月1日に び平成29年4月1日に開始する	5法律」(平成28年法 の一部を改正する等の が平成28年3月29日 1日以後に開始する が等が行われること 延税金資産及び繰延 定実効税率は従来の に開始する事業年度及		

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の 金額を控除した金額)が392千円減少し、当事業年度 に計上された法人税等調整額が392千円減少しており ます。

ものについては32.34%にそれぞれ変更されておりま

び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見 込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4 月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる 一時差異については、30.62%となります。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の 金額を控除した金額)が264千円減少し、当事業年度 に計上された法人税等調整額が同額減少しておりま す。

(セグメント情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。 当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	289, 153
SBIインド&ベトナム株ファンド	181, 343

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファン ドマネジメン トカンパニー エスエー		118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	27, 569	未収投 資顧問 料	6, 513

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	SBIホール ディングス株 式会社		81, 681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.66%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	21, 048	長期差 入保証 金	20, 768

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
하므 스 소I	SBIホール	to to 400 MH 17	01.601	グループの統括・運営	(所有) 不動産、設備系	不動産、設備利	事務所敷 金の差入	_	長期差 入保証 金	19, 802
親会社	ディングス株式会社	果只都港区	81,681		間接 49.5%	用・業務委託役員の兼任	不動産転 借、ネッ トワーク 設備利用 他	25, 635	未払金	2, 895

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 不動産転貸の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
 - 3. 設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47, 937	証券業		販売委託	販売委託 支払手数 料	464, 126	未払金	71, 057

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額	23, 196円84銭	30, 036円33銭
1株当たり当期純利益	4, 151円48銭	6,839円48銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、潜在株式 が存在しないため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、潜在株式 が存在しないため記載しておりませ ん。

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
当期純利益(千円)	151, 944	250, 325
普通株主に帰属しない金額(千円)		_
普通株式に係る当期純利益 (千円)	151, 944	250, 325
期中平均株式数(株)	36, 600	36, 600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月28日

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間 財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用 することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べ て監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不 正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした 監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性に ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適 切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討 する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた 見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監查意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間
	(平成28年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1, 067, 541
前払費用	9, 550
未収委託者報酬	236, 426
未収運用受託報酬	7, 907
未収投資顧問料	1, 111
繰延税金資産	2, 947
その他	14, 778
流動資産合計	1, 340, 264
固定資産	
有形固定資産	
器具備品	* 1 2, 283
有形固定資産合計	2, 283
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	2, 861
商標権	1, 547
無形固定資産合計	4, 476
投資その他の資産	
投資有価証券	974
関係会社株式	127, 776
長期差入保証金	19, 856
繰延税金資産	
投資その他の資産合計	148, 615
固定資産合計	155, 375
資産合計	1, 495, 639

	当中間会計期間
	(平成28年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	1, 651
未払金	217, 546
未払手数料	194, 223
未払法人税等	52, 269
未払消費税等	*29,850
リース債務	361
流動負債合計	281, 679
負債合計	281, 679
純資産の部	
株主資本	
資本金	400, 200
利益剰余金	
利益準備金	30, 012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	783, 765
利益剰余金合計	813, 777
株主資本合計	1, 213, 977
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17
評価・換算差額等合計	△17
純資産合計	1, 213, 960
負債純資産合計	1, 495, 639

(単位:千円)

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	779, 386
運用受託報酬	22, 107
投資顧問料	2, 260
営業収益合計	803, 754
営業費用	529, 046
一般管理費	* 109, 113
営業利益	165, 595
営業外収益	143
営業外費用	11
経常利益	165, 727
税引前中間純利益	165, 727
法人税、住民税及び事業税	48, 504
法人税等調整額	2, 574
法人税等合計	51, 078
中間純利益	114, 648

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

②無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (平成28年9月30日)

器具備品 6,082千円

※2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

有形固定資産無形固定資産

503千円 580

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるプリンタ複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	1, 067, 541	1, 067, 541	_
(2) 未収委託者報酬	236, 426	236, 426	_
(3) 未収運用受託報酬	7, 907	7, 907	_
(4) 未収投資顧問料	1, 111	1, 111	_
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	974	974	_
資産計	1, 313, 961	1, 313, 961	_
未払金	217, 546	217, 546	_
負債計	217, 546	217, 546	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 (4) 未収投資顧問料 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券(投資信託)の時価については、公表された基準価格によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
	(千円)
(1) 関係会社株式	127, 776
(2) 長期差入保証金	19, 856

- (1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が 困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

子会社株式 (中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	129, 015
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド (FOF s 用) (適格機関投資家専用)	90, 565
SBIインド&ベトナム株ファンド	80, 509

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間
	(平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	33, 168円31銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	1, 213, 960
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	_
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	1, 213, 960
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	36, 600

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	3, 132円46銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	114, 648
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	114, 648
普通株式の期中平均株式数 (株)	36, 600

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託 中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar) 信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託はファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)上場株式のうち、中小型株式を主な投資対象とする中小型割安成長株・マザーファンド、小型成長株・マザーファンド及び中小型成長株・マザーファンド II (以下「マザーファンド」という場合があります。)の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。マザーファンドの合計投資比率は高位を原則とし、株価下落が継続すると判断した局面では、合計投資比率を引き下げ、基準価額下落リスクの低減を目指します。
 - ・株式の実質投資比率の調整は50~100%の範囲で行うことができます。
- ② マザーファンドへの投資割合は、中小型割安成長株・マザーファンドに 50%、小型成長株・マザーファンドに 25%、中小型成長株・マザーファンド II に 25%を基本配分とします。 投資割合は、中長期的な経済見通し、ファンダメンタルズ及びテクニカル指標等を総合的に判断し、 適宜見直します。また、経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。
- ③ 基準価額(1万口あたり、既払分配金を加算しません。)が一度でも 15,000 円を上回った場合には、 短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に順次切替を行ない、ファンド全体が安 定運用に入った後、繰上償還します。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より 投資助言を受けます。
- ※ 上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が 15,000 円を上回る ことを示唆または保証するものではありません。また、安定運用への移行が完了するまでの株価変動 や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により、基準価額が下落することがあります。

3. 運用制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び 第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実 質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

年2回(原則として3月と9月の各 11 日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar) 信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第 28 条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた 一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準 用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を 含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第3条 委託者は、金271,395,469円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第2項、第43条第1項、第44条第1項及び第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第5条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については 271,395,469 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に 定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、 第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額、口数及び基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。
 - ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 11 条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額)

- 第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 38 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 32 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品 取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 16 条 委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型割安成長株・マザーファンド、小型成長株・マザーファンド及び中小型成長株・マザーファンドⅡ(以下「マザーファンド」といいます。)の各受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))

- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。) または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券(投資法人債券は除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の 時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投

資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第 24 条において同じ。)、第 24 条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条及び第 16 条第1項及び第2項に定める投資等ならびに第 22条、第 23 条及び第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第23条及び第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を 行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する 当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資 産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型 新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約 権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価 総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債 のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指

図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権 付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みま す。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義

で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当 該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を 限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超 えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、 株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、 受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定

めます。

(信託の計算期間)

- 第 32 条 この信託の計算期間は、毎年3月 12 日から9月 11 日まで、9月 12 日から翌年3月 11 日までとします。ただし、第1計算期間は平成 27 年 10 月 29 日から平成 28 年3月 11 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に 提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

- 第34条 有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 信託財産にかかる会計監査費用は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬は、第2項および第3項に掲げるものの総額とします。
 - ② 委託者は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た額を信託財産より支弁します。
 - ③ 委託者は、以下の規定に基づき計上された委託者の実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。)を信託財産より以下のとおり支弁します。
 - (ア) 実績報酬は第32条に規定する計算期間を通じて毎日、前営業日の1万口当たり基準価額と前営業日の1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「合計基準価額」といいます。)が前営業日における本項(イ)に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、合計基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額を計上します。また、実績報酬は日々洗い替えされます。ただし、毎計算期間末(信託終了のときを含みます。)においては、実績報酬は、当該日の決算前1万口当たり基準価額と当該日の決算前1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「決算前基準価額」といいます。)が当該日における本項(イ)に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、決算前基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、当該日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額といます。
 - (イ) 本項(ア)のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額(収益分配を行った計算期末においては、収益分配 控除前の1万口当たり基準価額)がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日

以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークから1万口当たり収益分配額を除したものに変更されるものとします。

- ④ 第2項の信託報酬及び第3項の実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該報酬についての委託者および指定販売会社間の配分は別に定めるものとします。
- ⑤ 第2項の信託報酬並びに第3項の実績報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬および実績報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
 - ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第39条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払い)

- 第38条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間 の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金に かかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で 記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業 日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく 収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第 3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ④ 前項及び第39条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により 加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受

益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金及び一部解約金の支払い)

- 第39条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
 - ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
 - ③ 前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または 登録金融機関の営業所等において行うものとします。
 - ④ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第39条第1項に規定する支払開始日から10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託 者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1 口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については1口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に かかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等 の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の 率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者 または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、

もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ③ 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり安定運用に切り替えた場合には、 受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらか じめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ④ 委託者は第1項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ⑤ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(公告)

第49条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 51 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは出来ません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年10月29日(信託契約締結日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 親投資信託 小型成長株・マザーファンド 約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第12条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所(以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
- ② 株式の投資に際しては、新規公開といういわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」を厳選して分散投資します。
- ③ 原則として公開後3年以内の企業を投資対象とします。
- ④ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 中長期高成長戦略の有無・妥当性、b. 短期的業績の信頼性、c. 企業経営者の理念・志、d. 財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。
- ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
- ⑥ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、 上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下と します。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 小型成長株・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託 であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受 託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関 (受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と 信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金99億8,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000 億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、同条第2項、第39条第1項、第40条 第1項、および第42条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号に定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については99億8,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の 受託者の認証を受けなければなりません。
 - ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います
 - ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第 12 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を 行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
 - 3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

(運用の指図範囲)

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投 資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同 じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるも のをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券および証書の性質を有する もの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第22条において同じ。)、第22条第4項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条および第14条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
 - ② 前項の取扱いは、第19条ないし第21条、第26条における委託者の指図による取引についても 同様とします。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資 することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型 新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の 指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図 をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行う ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券

- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価評価額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信 託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがで きるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務

- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条 削除

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年12月23日から翌年12月22日までとすることを原則とします。 ただし、第1計算期間は平成17年12月26日から平成18年12月22日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に 提出します
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託 にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権 口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

- 第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利 であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨 を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用 しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。 (信託約款の変更)
- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面

を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、 第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者 に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第45条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第47条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年12月26日(信託契約締結日)

平成18年5月1日(信託約款変更日)

平成19年3月19日(信託約款変更日)

平成19年9月30日(信託約款変更日)

平成19年10月31日(信託約款変更日)

平成21年1月16日(信託約款変更日)

平成25年1月4日(信託約款変更日)

平成27年10月29日(信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託 中小型成長株・マザーファンド Ⅱ 信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。

- (2) 投資能度
 - ① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
 - ② 株式の投資に際しては、厳選した革新高成長企業の株式に分散投資します。
 - ③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、1)中長期高成長戦略の有無・妥当性、2)短期的業績の信頼性、3)企業経営者の理念・志、4)財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。
 - ④ 株式以外の資産への投資は信託財産の総額の50%以下とします。
 - ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び 第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投 資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 中小型成長株・マザーファンド II 信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項、同条第2項および第20条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない 場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第3条 委託者は、金81,300,00円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を上限として信託金を追加することができます。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項、同条第2項、第37条第1項、第38条第1項、および第40条第2項の規定による信託終了の日または信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第 12 号に定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については、81,300,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で

除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
 - ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。
 - ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証 券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑦ 前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑧ 第6項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑨ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第7項前段の受益権にかかる受益証券を 発行しません。
 - ⑩ 第7項後段の規定により提出された受益証券は、第8項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
 - ① 第6項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第7項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(運用の基本方針)

第 11 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を 行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 13 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券
 - 2. 国債証券

- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のう ち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債 と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会 社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称 して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券(投資法人債券は除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第 14 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第20条において同じ。)、第 20条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 12条及び第 13条第1項及び第2項に定める投資等ならびに第 15条、第 18条及び第 19条、第 23条及び第 24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第15条、第18条及び第19条、第23条及び第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第3項及び同法第 32 条第3項 の通知は行いません。

(投資する株式等の範囲)

- 第 15 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

- 第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券

- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権 付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みま す。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をするこ

ととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する 旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。 ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第 27 条 この信託の計算期間は、毎年9月 12 日から翌年9月 11 日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は平成 27 年 10 月 29 日から平成 28 年9月 11 日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に 提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託 にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権 口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その 責に任じません。

(償還金の支払い)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第35条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該 解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は第1項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口 数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、知れている受益者が議決権を行使し ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提

案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第37条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

- 第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

- 第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口 数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使し ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第43条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する 法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年10月29日(信託約款締結日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFI信託銀行株式会社 親投資信託 中小型割安成長株・マザーファンド 約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第12条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所(以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助 言を受けます。
- ② 株式の投資に際しては、株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
- ③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、d. 企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
- ④ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、 上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号お よび第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下 とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 中小型割安成長株・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託 であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受 託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関 (受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信 託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金24億9,400万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,300 億円を上限として信託金を追加することができるものとします。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、同条第2項、第39条第1項、第40条 第1項、および第42条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号に定める 適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については、24億9,400万口に、追加 信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均 等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の 受託者の認証を受けなければなりません。
 - ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
 - ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第 12 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を 行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第13条この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
 - 3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

(運用の指図範囲)

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引

法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同 じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるも のをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者およ び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第22条において同じ。)、第 22条第4項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産 との間で、第13条および第14条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資 信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
 - ② 前項の取扱いは、第19条ないし第21条、第26条における委託者の指図による取引についても 同様とします。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資 することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型 新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の 指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券

- 4. 売出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価評価額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信 託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができ るものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務

- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為 に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条削除

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に これを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年7月23日から翌年7月22日までとすることを原則とします。 ただし、第1計算期間は平成18年7月31日から平成19年7月23日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に 提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託 にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権 口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

- 第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利 であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨 を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用 しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。 (信託約款の変更)
- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面

を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、 第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者 に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第45条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する 法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第47条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 18 年 7 月 31 日 (信託約款締結日)

平成 19 年 9 月 30 日 (信託約款変更日)

平成 19 年 10 月 19 日(信託約款変更日)

平成 21 年 1 月 16 日 (信託約款変更日)

平成 25 年 1 月 4 日 (信託約款変更日)

平成 27 年 7 月 10 日 (信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社